意 事 項 等 市町村民税 給与支払報告 受付印 に係る給与所得者異動届出書 2 · 機械読み取りを行う場合がありますので、 した場合にご提出いただく用紙です。 提出 ・本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・ 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、 道府県民税 特 別 収 整理番号 特別 徴収 給 総務課給与係 6 5 指定 担点 番号 与别 ただく用紙です。拠出城限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払 市町村長 ○町○番地 亀 出 市 乙野 花子 宛名 番号 度 支巾 当 特別 6 (株) 亀 岡 徴収 0000000 0000-00-0000 指定番号 払務 者员 太枠内へ記入してください。 宛名 番号 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 0000 0000000 提出 (ウ) (ア) (イ) 異動の事由 納税管埋人の届出が必要とな フリガナ タロウ 徴収済税額 未徴収税額 異動年月日 異動後の未徴収税額の徴収方法 税務 太郎 (ア) - (イ) ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 氏 名 特別徴収税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 (年税額) 1. 転勤・転籍 1. 明治 2. 大正 10 月分から 月分から 生年月日 3 0 2. 退職 番号を記入 番号を記入 3. 昭和 4. 平成 □ 特別徴収継続 3. 死亡 令和 5 訂正する場合は二重線で抹消 9 月分まで 月分まで 4. 休職 個人番 2 一括徴収 2 5. 長欠 6. 支払少額 导住 1月1日 **亀岡市安町○番地** 7. 支払不定期 3 普通徴収 現在 49.200 32,800 8. その他 16.400 (本人が納付) 9 17 その他の 所異動後 京都市〇区〇番地 理由を右欄 1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 市町村へお問い合わ 新しい勤務先へは、 特別徴収指定番号 従業員等 月割額 を 月分 新しい 勤務先 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 の提 (特別 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 徴収義名フリガナ 法 変更のみの場合は、提出不要でた)従業員等が、異動(退職・ 受給者番号 務者) 納入書の要否 番号を記入 1 必要 2 不要 号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。 (新規の場合のみ記載 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徵収予定額 月分(翌月10日納期限)で納入します。 (ウ)と同額)を 32,800 左記の一括徴収した税額は 10 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 右欄に記入 ③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 ( 🛭 及び ②に当てはまらない場合に記入してください。) 1 特別徴収義務者を変更 入力者 点検 旧 月分以降の月割額は 2 普通徵収切替 特別徴 5年度 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 3 一括徵収 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 4 その他 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 収 特別徴収義務者を変更 入力者 点検 処理欄 3. 死亡による退職のため。 月分以降0 2 普通徵収切替 6年度 月割額は 3 一括徵収 4 その他 市町村処理欄